

宇和島市

水道局からのお知らせ

水道料金を平成28年6月請求（4月使用分）から改定（値上げ）させていただきます。

【 総括原価に対し、平均8%の改定】

総括原価に対する平均8%の改定

A simple line drawing of a water faucet with a single handle and a drop of water falling from the spout below it.

卷之三

水道事業の歴史と現状

当市の水道事業は、大正15年に給水を開始し、その後、6次にわたる拡張事業により、ほぼ市内全域のほか、愛南町の一部にまで給水区域を拡大しています。

一方、経年による水道施設や管路の老朽化、劣化が顕著となり、耐震化と併せて更新対策が急務となつていることから、平成21年度

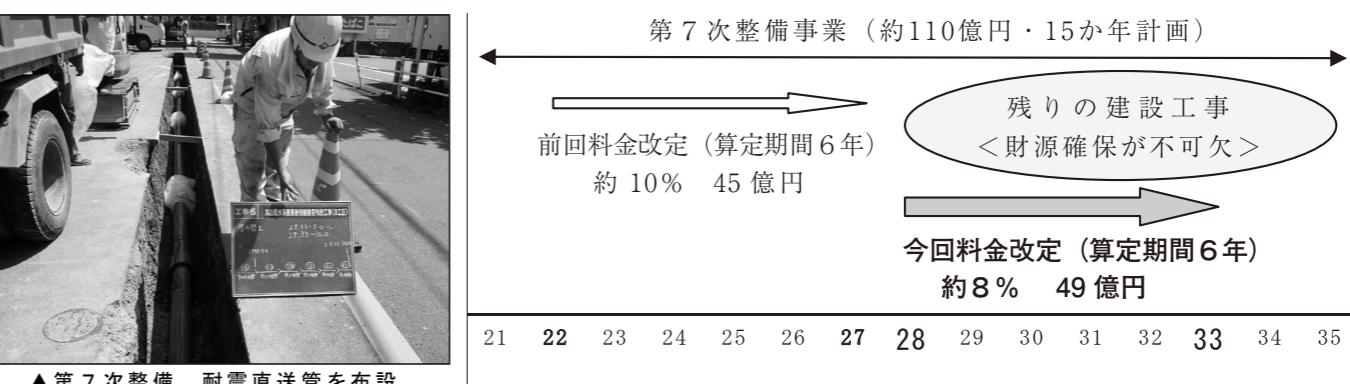
水道事業の歴史と現状

当市の水道事業は、大正15年に給水を開始し、その後、6次にわたる拡張事業、平成17年の1市3町合併により、ほぼ市内全域のほか、愛南町の一部にまで給水区域を拡大しています。

一方、経年による水道施設や管路の老朽化、劣化が顕著となり、耐震化と併せた更新対策が急務となつていることから、平成21年度

更には、平成22年度に実施した料金改定も、当初設定した算定期間の満了を迎えた、平成30年度から赤字経営となる見込みであることから、第7次整備計画の残り8年間の事業を継続して実施するための新たな財源確保が不可欠であります。

財政状況
給水人口の減少や社会全体の節水意識が高まるなか、水需要が年々減少（料金収入が低下）しています。
そこで当市では、民間委託の導入、事務統合等による職員数の削減など、様々
な経営改善・経費削減に努めておりますが、依然とし
て厳しい財政状況でござ
る



第7次整備 耐震直通管を布設

簡易水道事業等の統合

当市の簡易水道事業の供給区域は、離島・半島・山間部が大半を占めており、給水人口に比べて多くの設備投資・維持管理費用を要しています。そこで、将来的にも安定給水を確保するとともに、経営基盤の強化を図ることを目的に、当市は、平成28年から簡易水道事業を上水道へ統合すること

料金体系

水道料金の体系は、大きく分けて口径別・用途別の2種類がありますが、負担の公平性・料金体系がわりやすい口径別が全国的な主流となっています。

しかしながら当市は、用途別料金体系を採用しておらず、家庭用料金を低めに抑えるため、業務用料金の負担が大きくなっています。

そのため、直ちに口径別へ移行すると、家庭用の改定率が極端に大きくなるなど公平公正とはいえないため段階的に口径別へ移行する必要があります。

経営審議会答申（要旨）

水道事業經營審議会

先述のとおり、水道事業には多くの課題があります。そこで、経営審議会において、宇和島市の適正な水道事業について諮問し、今後の水道事業の方向性、簡水事業統合を含む財源確保の必要性、適正な料金体系等について審議いただきました。

【改定の要点】

(1) 算定期間	平成 28 年度から平成 33 年度まで（6 年間）
(2) 施行日	平成 28 年 4 月 1 日 6 月請求分（4 月使用分）より適用
(3) 料金原価の算定	料金原価は適正な原価に、資産維持費（事業報酬）等を加えた、損益ベースによる「総括原価方式」により算定。
(4) 料金体系	<p>用途別料金体系を継続します。 ※ 将来的な口径別料金体系への移行を目指すため、新料金では、 用途毎に異なる改定率を設定し、用途間較差を是正します (20 m³ 使用の場合で約 220 円)。</p> <p style="text-align: right;">(税込)</p>

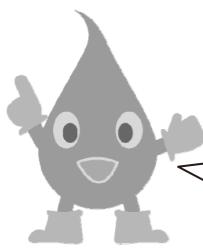
- ※ 料金については、請求時に小数点以下を切り捨てします。
- ※ 浴場用については、公衆衛生の観点から、料金を据え置きます。

非常に厳しい経済情勢の中での料金改定（値上げ）は、市民のみなさまに大変なご負担をお掛けすることになりますが、将来の安全で安定的な水道を確保するために、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

＜宇和島市水道用途適用の判断基準＞

用 途	用 途 適 用 の 判 断 基 準
家庭用	炊事・洗濯等、日常生活において一般家事に使用するもの
業務用	家庭用、工業用、浴場用以外のもの
工業用	物を生産、加工、修理する工場で、1か月平均 200m ³ 以上使用するもの
浴場用	公衆浴場法に基づき、県から一般浴場の営業許可を受けているもの（銭湯）

※料率の異なる2種以上の用途に水道を使用する場合は、高い方の料率を適用します。
※用途の認定は、水道開栓時または給水工事完成検査時に、用途を再認定します。



この件に関する問い合わせ先

宇和島市水道局 業務課 料金係

宇和島市柿原甲1950番地 **☎**(0895)22-5265 内4234